

第 1021 回 高知市教育委員会 7 月定例会 議事録

1 開催日 平成 20 年 7 月 23 日(水)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 37 号 高知市立自由民権協議会委員の委嘱について

日程第 3 市教委第 38 号 平成 21 年度使用高等学校用教科書の採択について

日程第 4 市教委第 39 号 平成 21 年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書の採択について

日程第 5 市教委第 40 号 平成 21 年度使用高知地区小学校教科用図書(学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書を除く)の採択について

4 委員長閉会宣言

5 出席者

(1) 委員	1 番委員	澤 田 智 恵
	2 番委員	溝 渕 悦 子
	3 番委員	西 山 彰 一
	4 番委員	山 本 和 正
	5 番委員	吉 川 明 男

(2) 事務局	教育次長	岡 村 修
	教育次長	舩 田 郁 男
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	片 岡 正 樹
	教育研究所長	横 田 妙 子
	少年補導センター	田 所 和 仁
	自由民権記念館長	西 田 幸 人
	総務課長補佐	山 本 正 篤
	学校教育課学校教育班長	松 下 整
	学校教育課指導主幹	杉 本 政 文
	学校教育課指導主事	今 西 和 子
	教育研究所特別支援教育班長	杉 本 一 幸
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美
	学校教育課学校教育班指導主事	弘 瀬 健 一 郎
	教育研究所特別支援教育班指導主事	清 水 隆 人

第 1021 回 高知市教育委員会 7 月定例会 議事録

1 平成 20 年 7 月 23 日(水) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 58 分 (たかじょう庁舎 5 階会議室)

2 議事内容

開会 午後 4 時 00 分

澤田委員長

ただいまから、第 1021 回高知市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は溝渕委員さん、お願いいたします。それでは、議案審査に移ります。

まず、日程第 2 市教委第 37 号「高知市立自由民権記念館協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

自由民権記念館長

自由民権記念館長の西田です。

自由民権記念館協議会委員さんが、7 月 31 日で任期満了に伴うもので、8 名のうち 4 名は再任でして、残り 4 名は新人です。新人のうち 2 名は、学校教育との連携強化のために、校長会から小学校の校長先生、中学校の校長先生それぞれ 1 名を推薦いただいております。

資料 3 ページの名簿の 5 番の前田委員は小学校の校長先生、8 番の田中委員は城東中学校の校長先生です。残りの 2 名は女性委員でして、前委員は、ご高齢のためと自分のお仕事の都合で、それぞれ身を引かれました。女性委員をとということで、高知男女共同参画センターソーレ発行の高知市女性人材リストから適任者を選んだ次第です。6 番の木下くみ子さんは、高知 S G G 善意通訳クラブ役員でして、英語通訳の能力を持った方々の組織で役員さんをしており、観光課の事業にも協力をいただいております。7 番目の高松さんは、乳幼児学童保育施設わらべ館経営者と、高知市の文化財保護審会の委員さん、それとご自身は自然史の研究者でもあり、それぞれ新しい 4 名の委員さんを迎え入れて、新しい協議会委員 8 名を改選いたしたいものです。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

委員一同

————— 【な し】 —————

澤田委員長

特に、ご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 37 号「高知市立自由民権記念館協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 37 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 3 市教委第 38 号「平成 21 年度使用高等学校用教科書の採択について」、事務局の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。

それでは、平成 21 年度に高知商業高等学校で使用する教科書の採択についてご説明いたします。

高等学校で使用する教科書の採択方法は、小・中学校における採択方法とは異なっており、教科書無

償措置法により、採択項目を設定し、総合採択するなどの具体的な定めがなく、各学校の実態に即して、各学校が作成した採択案を教育委員会の職務権限として、教育委員会で採択するものです。議案資料の5ページとその他に先ほどお返ししました平成21年度使用高等学校用教科書の採択資料をご覧ください。

まず資料の1ページの教育課程表をご覧ください。左側が全日制の教育課程表、右が定時制の教育課程表です。平成21年度は、それぞれの教育課程表から、履修する科目に応じた教科書を採択することになっております。次に、2ページからの教科書目録をご覧ください。平成21年度用として発行される教科書は、現行の学習指導要領に基づく第1部が文部科学省検定済み教科書と文部科学省著作教科書を合わせて909種931点です。3ページには、旧の学習指導要領に基づく第2部が、9種10点ございます。平成21年度に使用する教科書は、この目録の中から採択しなければなりません。16ページをご覧ください。商業高等学校から出された案のうち、全日制で使用する分については、資料16ページから21ページ、定時制については、22・23ページに記入しております。この案は、教科書発行者から送られてきた見本を各教科担当者で教科書選定会を持ち、意見を集約し選定理由を付して出されたものをまとめたものでございます。

なお、全日制、定時制ともにすべて第1部から選んでおります。教科書を変更しようとするものを、左端の欄に○印で示しております。全日制では、来年度使用予定の42点のうち3点、まず、16ページの世界史A、18ページの保健体育と書道Iが、使用する教科書を変更しようとするものでございます。一方、定時制では、22ページですが、23点のうち理科基礎の1点のみを変更するものです。これらは、実際に学校で使用してみて、生徒にとって教材が少し難しいなどの理由により変更しようとするものでございます。ご検討の程よろしくお願いいたします。以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

溝渕委員

世界史で20年度までAを使っていたとありますが、これまでずっと使っていたのですね。

学校教育課指導主幹

このたび変更する教科書ですが、20年度まで使用していた教科書は、3年間使用しておりました。

西山委員

変更の理由が、ボリュームが多いけど程度が軽いというか、取り様によっては、レベルが下がると解釈できる場所があるように思うので、なぜ変えるのか、核心部分をもう少し明確に打ち出されたほうがよろしいのではないのでしょうか。

もう少し学力を上げなきゃいけないところがあるんで、世界史に対してより深い理解が得られるために、この教科書がより効果的であるというような打ち出し方をしたほうが、いいように思います。子どもの読解力の低下に合わせて教科書を選びましたというようなニュアンスを受けるんで、ボリュームが多いものを重視して学力を上げていくのか、それとも読解力が弱いので、より分かりやすくするために、どちらのほうなのでしょう。

学校教育課長

委員さんがおっしゃるとおり、深い理解ができ、それを効果的に使用しなければならない。そのために、この教科書が適当であるという内容に直すべきだと考えます。再度、私のほうで、学校とも協議して、その内容でいいか確認させていただいて、この世界史Aを採択していただきたい。学校からは、当然、学力向上というのが第一課題ですので、そこを踏まえて、選択してきているものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

澤田委員長

ほかにご意見がないようでしたら、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第38号「平成21年度使用高等学校用教科書の採択について」、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第 38 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 4 市教委第 39 号「平成 21 年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書の採択について」、事務局の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。

平成 21 年度以降に高知市立小・中学校の特別支援学級及び高知市立養護学校で使用する教科用図書の採択についてご説明いたします。

特別支援学級や特別支援学校において用いる教科書については、文部科学省検定済み教科書が発行することが望ましいのですが、先生方の利用数が非常に少なく採算が取れないため、現在発行されておられません。このため、文部科学省において教科書の編集を行い文部科学省著作教科書を発行していますが、その種類は必要数を満たしておりません。そこで、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級においては、学校教育法附則第 9 条の規定によりまして、同法第 34 条に定める教科用図書以外の図書を使用することが出来るようになっておりまして、正式には学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書ということになりますが、以下 9 条図書と呼ばさせていただきます。

昨年までは、107 条図書と呼んでいたもので、学校教育法の改正で、条文番号が変更になったことに伴い、この呼称が変わっているものでございますので、お知りおきください。

さて、高知市では、児童生徒一人一人の発達課題に応じた本を選定するという観点から、各学校から希望のあった本をそのまま選定していた時期がございましたが、これらの本に対する調査研究が必ずしも十分でなかったという反省がございます。そこで、平成 15 年度から教育研究所特別支援教育班を中心とした「高知市 107 条図書調査研究会」——以前はそう呼んでおりました、高知県教育委員会の指導・助言を受けながら、107 条図書に関する調査研究を進めてまいりました。

昨年度の 7 月定例教育委員会におきましては、平成 20 年度以降の図書として 30 冊について審議し、採択していただきました。本年度も、昨年度と同様の手順で、高知市 9 条図書調査研究会が平成 21 年度以降の使用追加分、お手元の 2・3 ページの 16 冊について調査研究を進めてまいりました。

なお、平成 15 年度以降、順次図書を追加しながら、調査研究し、採択するという形式にしていまして、本年度は、すでに 316 冊の一般図書の中から教科書を採用することが出来ることになっております。お手元には、本年度の追加分 16 冊の調査研究資料の一覧をお届けしております。

まず教科用図書の採択案について資料 2 ページご覧いただくと、16 冊の内訳は、1 から 6 まだが県立特別支援学校が採択を希望する一般図書、資料 3 ページの 7 から 16 まだが、本市の小中学校及び市立養護学校が採択を希望した一般図書でございます。平成 21 年度以降の学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書採択資料として、この 16 冊の本の内容、構成案、印刷、表現、価格等について検討した結果を資料として、お手元にお届けしております。この 16 冊について採択を審議していただきたく存じます。なお、資料 3 ページに記載されている高知市立小中学校及び高知市立養護学校が採択を希望する一般図書のうち、網掛をしている 10 番の図書の数カードにつきましては、9 条図書としての適性に疑問がある旨、高知市 9 条図書調査研究会から意見が出されておりますので申し添えます。

なお、その理由といたしましては、教育研究所特別支援教育班清水のほうから、さらに詳しく説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

教育研究所特別支援教育班指導主事

教育研究所特別支援教育班の清水と申します。9 条図書につきまして、若干ご説明を添えさせていただきます。

お手元にお届けしております 16 冊の図書が、膨大にあります図書の中からどのように絞り込まれてきたかをご説明いたします。

この9条図書につきましては、先ほど学校教育課長からご説明いたしましたように、子どもたちのために、出来るだけ広い選択肢の中から、より良い図書を選択することが出来るようすることが、重要であると考えております。選択肢を広げますためには、できるだけ多くの図書を採択することが望ましいということになります。現在出版、流通しております膨大な数の図書すべてについて、採択手続きを踏むことは、到底不可能です。そこで、高知市におきましては、例年3種類の図書について、審議をお願いすることとしております。

この3種類というのは、便宜上、文部科学省から、県から、市からと呼んでいるものでございます。1つ目の文部科学省からというのですが、文部科学省は、例年9条図書採択の参考資料として、一般図書一覧という名前の冊子を発行しております。これに毎年度新たに加わったものについて採択をお願いしてきておりますが、今年度につきましては、新たに加えられた図書はございませんでしたので、本日ご審議いただく16冊の中には、文部科学省からに該当する図書は含まれておりません。

2つ目に、県からというのですが、これは、県教委が県立学校用の9条図書の採択に当たりまして、県立の特別支援学校に対して調査したところ、各学校から希望が出てきた図書でございます。県立特別支援学校が使用希望しているということは、障害のある子どもたちに適した図書であると期待されることから、本市においても、この図書について採択を図ることは良い図書を多くそろえるという目的のために有用であると考えております。以上が県からというものでして、お手元の16冊の中には6冊含まれております。

3つ目の市からというのですが、これは、高知市立小・中学校及び高知市立養護学校が9条図書として使用を希望している図書でございます。この図書は、現に高知市の子どもたちが学んでおります各学校からの希望ですので、採択を図ることは良い図書を多くそろえるために有用であると考えております。以上が市からというものです。

以上の3種類、実質2種類ですが、ご審議をお願いすることによりまして、子どもたちや学校のニーズに即した9条図書の選定を期するところでございます。なお、学校教育課長から説明がありました「数カード」ですが、この内容を精査したところ、カード50枚組のセットものでして、図書としての体裁をしていない点、それから、内容が1から50までの数を学ぶという、非常に限定されたものです。従って、教科用図書と申しますよりは、教材の性格が強い、数を教えるための1つの材料という性格が強いということで9条図書としての適性に疑問があるという旨、調査研究の結果が出ていますのでお知らせします。

説明の2点目ですが、この9条図書は、検定済みの教科書に代えて支給されるものです。従って、多くの子どもたちが受け取る検定済みの教科書に代えて受け取るものですので、検定済み教科書同様に無償で支給され、支給された図書につきましては、それぞれの児童・生徒個人の物になります。

最後に、説明の3点目ですが、9条図書は、子どもたちの学習活動を発展あるいは拡大させていくための1つの興味付けあるいは発展の材料として用いることが多くなっておりまして、他の検定済みの教科書のように、これを用いて1年間の授業を継続して行っていくという性格のものではないので、お知りおきいただければと思います。以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑をお受けいたします。

溝渕委員

0から9までの10枚のカードがあったら、50までのカードがなくても組み合わせでできますよね。

これは、何も出版が新しいという訳じゃないですよ。前からある本で、今まで入ってなかったものが含まれているのですか。

学校教育課長

そのとおりでして、今回学校側から使いやすいものとしてあがってくるもので、すべて新しく出版になったものではございません。

溝渕委員

今までなくて、今度出版されて入っているものは、分かりますか。

教育研究所特別支援教育班指導主事

申し訳ありません。出版年度は調査項目になってないので、掴みかねます。

溝渕委員

昔からあったのになぜ今まで入らずに、今回入ったかというのが重要ですよ。

教育研究所特別支援教育班指導主事

調査した際に、各学校の担任の先生方が、自分でこういう本を見つけて、これは子どもたちにいいということで、調査に回答があったというのが実際のところでございます。

澤田委員長

「数カード」ですが、希望を出す段階で、しかるべき研究グループが、これは教材として、本ではないんだから、ゲーム的に活用するものだからということで、図書の希望の調査の時に、そういう指導は出来ないものですか。

教育研究所特別支援教育班指導主事

調査をする段階で、文書にこうした図書の体裁をなさないものとか、教材の性格の強いものは適さないということは明文化して、各学校に調査をかけているところですが、実際には、そういったものが挙がってまいります。調査への回答としては、一旦、受理いたしまして、調査研究会のほうで取りまとめて、本日お伺いしているわけでございます。

澤田委員長

授業の面で活用はしやすいというか、そういうことは皆認めるところでしょうか。手作りでも出来そうな気もしますが、やはり、きちんと印刷されて、楽しく授業が出来るということかもしれませんね。除外することでもいいでしょうか。

教育長

いいと思います。これは、この場に出てくること自体に違和感があるわけです。整理をして、教育委員会にかけ前の段階で、教科書とはいえないということで除外することを考えておかないと。委員さんにお伺いすること自体、具合が悪いと思います。次から気をつけないと。

澤田委員長

これからも、それに類似するものが出てくるかもしれないので、指導ということで。

溝渕委員

文部科学省が全くないというのはどうしてでしょうか。

教育研究所特別支援教育班指導主事

例年、文部科学省が一般図書一覧というものをを出しており、一定量はあるけれども、本年度は昨年度のものに新たに変わった図書がないということで、本日の審議には入れておりません。

澤田委員長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 39 号「平成 21 年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書の採択について」、「数カード」を除き原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 39 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 5 市教委第 40 号「平成 21 年度使用高知地区小学校教科用図書（学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書を除く）の採択について」、この内容につきましては、採択が決定するまでの間非公開といたします。それでは、事務局の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。小学校教科用図書（学校教育法附則第9条の規定による一般図書を除く）の採択に関するご説明をさせていただきます。

資料をお手元に配らせていただいております。まず資料1でございます。教育委員会に先立ちまして、採択協議会の橋本委員長から澤田委員長さんにお渡しいただいたものでございます。

資料1の1ページには、本市の教科書採択の仕組みを載せています。6月中旬に調査研究委員会からの報告を受け、採択協議会は、種目ごとに3種を選定し、この教育委員会に答申しております。2ページ目は本市の調査研究方針が載せられております。3ページ目は平成20年度以降の学習指導要領、教科書選定等のスケジュールでございまして、前回の教育委員会でご説明させていただいたものでございます。4ページ目は、今回調査研究を行った小学校教科書の一覧でございます。

今回調査研究採択の対象となる教科書は、9教科11種目でございます。5ページは、現在の高知県内の公立小・中学校で使用されている教科書の一覧でございます。

次に、採択協議会から答申されたものでございます。資料2でございます。9教科11種目について調査研究方針に基づきまして、種目ごとに3種を選定しております。報告書には、選定された3種に共通する特徴が記載されております。採択協議会の役割は、種目ごとに3種を選定することでございますので、その3種の評価や順位性については、記載されておられません。本年度は6月定例会でご説明いたしましたとおり、文部科学大臣の検定を受けた教科書が新たに作成されておられませんので、採択事務を簡略化したものでございますが、平成16年度の高知地区教科用図書採択協議会で検討された資料を基に、慎重に審議がなされております。なお、地図と家庭は2社のみの発行となっております。採択協議会におきまして、今回その2社すべてが、ふさわしいものとして認定されております。

本日は、採択協議会で3種30点選定された見本を委員さんそれぞれに用意しております。採択協議会からの答申を参考にさせていただきます。すべての教科書の中から、採択する1種を決定していただきますようお願いいたします。以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等に移ります。

採択協議会において、3種を選定していただいておりますが、その3種について、それぞれの特徴を、明記したものがございましたら見せていただけませんか。

学校教育課長

ございます。資料をお回しいたします。

溝渕委員

3種の説明を読んでどれがいいか判断しろといわれても、分からないですね。

教育長

間違っていたら、発言を訂正してください。今回は、通常の新たな採択とは異なって、資料1の3ページの確認、小学校ですね、現行の教科書。採択供給から矢印があつて、2年間使用となっている部分のことを今言っておるわけですか。21年、22年度を使用する教科書をここで、今採択しよう。21年度、22年度学習指導要領の改訂がもう出ていますから、いわゆる移行措置として、先行実施するこの内容はこの教科書に入っておるということですね。

学校教育課学校教育班指導主事

本日、採択に載せております教科書には、現行の指導要領の内容しかございません。

教育長

そしたら次の質問です。移行措置で定められておる移行的に20年度、21年度に国からの指示は来ないですか。

学校教育課学校教育班指導主事

はい。移行措置の学習内容については、国と教科書会社が補助資料を作りまして、本年度中か来年度4月に間に合うよう、教科書の形に整えたものが配られます。

教育長

そしたら、今ここに並べている、溝渕委員さんがおっしゃられた資料として記載している内容は、採択して、現在使用しておる教科書を、もう一度見返してここへきておる訳ですね。

学校教育課学校教育班指導主事

はい。

教育長

だから、判断に迷うわけです。

もう1回聞いておきたい。通常は、委員さん方にはそういう傾向にはありながら、ここでさらに元から見直してください、30種出てきておりますと言われても不可能です。通常、他市の傾向などを見ても、変える余地、今使ってる教科書は具合が悪いから、次の採択には何とかせないかんという、現場での使ってみての反応というのは挙がっているのかいないのか。

学校教育課長

あがっておりません。

教育長

そうなれば、全国各地で採択されている以外の教科書が採択される場所は、まず皆無とみていいですか。

学校教育課学校教育班指導主事

よっぽど使いにくいということがない限りはありません。

教育長

今、協議会から出てきている中身的にそれはなかったということですね。

学校教育課学校教育班指導主事

はい。

教育長

その説明を、今ほど詳しくは聞けないけど、説明してほしかった。だから、委員さんの迷うのもそこにあると思います。

澤田委員長

16年度から使ってますよね。非常に使いやすいという評価を得ているということでしょうか。もっと具体的な評価がわかるものがございませうか。

学校教育課長

はい。

教育長

現在、使っている教科書がありますね。今回学習指導要領が改訂になったけれども、22年度に新しい教科書が出てきて、22年度、23年度から使う新たな教科書を採択すると。

これは、新しい学習指導要領の改訂の中身が組まれた大幅な改訂になる教科書が採択される。その時には、基本から採択作業をし直すことになると思うけれども、現行の教科書の内容は変わらない。移行措置の内容については、国から別途でお知らせがあつて、措置があるということですので、現在採択しておる教科書が、よほど子どもたちにとって具合が悪いと、理解しづらいことがない限り、私は基本は、現行のものがそのまま採択されるという意見を申し上げたい。

澤田委員長

資料4をご覧になっていただくと、非常に現在の状況が分かると言いますかね。

溝渕委員

今使っているのは、16年度採択ですよ。資料4での評価は、その時のと一緒ですか。

学校教育課長

同じでございます。今回、またやって同じでした。

澤田委員長

16年度から使用していて、なお、今回もう一度協議会にかけて、こういう評価が得られているというのは、非常にいい教科書であると言えるでしょうね。

次の段階では、私たち教科書が出来上がった段階で、また協議会で検討していくことになるんでしょうね。

溝渕委員

学力と教科書との連携と言うのは統計を取らないですか。

学校教育課長

統計は取っていませんが、やはり高知市の子どもに合った教科書ということで、1ページの下の部分に今回は、簡略化された各教科数名ですが、16年度は全員で65名参加しております。高知市の子どもたちにとってどうだろうか、そうした傾向的に教えられるような工夫がされているのか、そういったものを細かく見るのが、下の委員会でございます。

そうした内容を採択協議会にかけて、承認をしていくという流れが、22年度ということになります。今回は、ご承知のように上の部分だけの内容で、採択を簡略化という形で取り組んでるものでして、先ほど溝渕委員さんが言われた内容につきましては、この下の部分で、十分にやらなければならない。やっていたらいいところがございます。

教育長

2年後には、また白紙に還って採択しなければならないけれども、私が思いますのに、この教科書を使ったら学力が上がらないが、こっちの教科書を使えば学力が上がるというものではないと思います。まさに教科書は、今言われた高知の子どもにどうなのかという観点で見ていくことも必要ですが、この教科書を使って教員がどのように教科書内容、あるいは教科書に関連する知識を子どもたちに理解させるかは、一つに授業にかかっていると思います。そこを、授業改善の中で、教員は授業で勝負する、授業で子どもを変えるということに集中して指導し、支援していくこととなります。

西山委員

授業がより分かりやすい、消化しやすくするために教科書を作っていく。もう少し分かりやすく言えば、家庭学習もこういう風にできるとか、あるいは、明日学校で授業するときに、ここを見ておいてねと。簡単な予習ですよ、明日の授業が無理なくできるような流れになっているかどうかということを検討されたほうがいいですね。

教育長

そういう検討は、今、授業改革元年として授業に集中させ、分からない子どもには補習をし、さらに宿題として家庭学習を与える、国語やら算数で、教科書単元がございますね。予習、復習の欄が、教科書会社によって微妙に異なります。1時間目にした内容を復習して次につないでいくという教科書、復習に力を入れている教科書もあるし、予習部分で過去を思い出しながら次につないでいく教科書もある。大変重要なところであると思います。

次の改訂では、私の申し上げているのは基本ですが、それに加えて、なお、学校の現場で、さらに学力を定着させるのにはどうして行ったらいいのかということで、かなりやっていますが、馴染むような教科書の採択についてやってまいりたいと考えます。

西山委員

詰め込みではありませんと自信を持って、言えるように是非やっていただきたい。あたかもそれが教育の地盤の問題であるかのように言われるのですが。本当にそうかというところとそうじゃないということを示してもらいたい。

実際、詰め込みというのは、分からないからガンガンやっちゃうと詰め込みにもなるし、その子どもさんが、実際に理解を示そうという要求に則したものにはならない。分からない状態でさらに補習をすることと言うことは、詰め込み学習の悪い部分です。分かる授業があれば決して詰め込みにはならないことで、自信を持っていただきたい。

教育長

本県、本市の中学校現場の大きな弱点は、授業の流し方、構え方にあると思います。私どもが、今回の取り組みに関わって、学習もし、学校に出かけていって、私なりに申しておるのは、教科書と板書だけの授業は止めよう、一方的な講義式の授業は止めていこう。

当然、教材の準備・研究が、必要なのですけれども、授業を如何に子どもたちに分かりやすく、楽しくしていけるかという観点で考えていこう。子どもたちが活発な意見を交換し、子どもの思考を促すような、多彩な授業展開をしていかないと、待ちの姿勢で一方的に教員が喋り、一方的に黒板に書くことでは、理解が進まないし、授業そのものに興味関心がなく、飽きてきますので。これまで、本県の公立中学校には、そういう授業が常態化していたことがあります。そこを改革していこうとしております。

当たり前だと思っていることが、異常なのだと言うことを、知らせながら臨んでいるところです。

澤田委員長

ほかにご意見はないでしょうか。なければ、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 40 号「平成 21 年度使用高知地区小学校教科用図書（学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書を除く）の採択について」を、原案のとおりと決することにご異議ございませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 40 号は、原案のとおり、現在使用しておる教科書を、採択するというので決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後 4 時 58 分